

金融商品の定義に関する会計基準の比較検討

山口 捷 海

An Analysis of The Definition of Financial Instruments in Accounting Standards

Katsumi Yamaguchi

要 旨

本稿は、国際会計基準審議会、米国財務会計基準審議会および我が国企業会計審議会等の金融商品に関する会計基準を比較し、それぞれの基準における「金融商品の定義」および「デリバティブの定義」を比較検討をおこない、その差異を明らかにする。その結果としての金融商品およびデリバティブの範囲に相違が生ずる可能性を考察し、国際的コンバージェンスに向けた取り組みの必要性を指摘する。

Keywords: 国際会計基準審議会 International Standard Board (IASB), 財務会計基準審議会 Financial Accounting Standard Board (FASB), 企業会計審議会 Business Accounting Deliberation Council (BADC)

はじめに

我が国企業会計基準審議会は1999年1月に、会計ビッグバーンと称される一連の会計基準の設定改廃の一端として、『金融商品に係る会計基準』を設定した。その後この会計基準は何度かのマイナーな改正が行われたが、概念規定等の重要な改正は見られない。

米国においては、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standard Board) が1990年に財務会計基準書第105号を公表以来金融商品およびデリバティブに関する会計基準を開発公表してきた。また、国際会計基準審議会 (International Accounting Standard Board) は国際会計基準第32号を設定して金融商品の会計処理を規定している。

2007年の東京合意に象徴されるように、会計の世界では、国際財務報告基準 (IAS, IFRS) を中心とする会計基準の国際的コンバージェンスが強力に推進されている。それは、米国の財務会計基準審議会 (FASB) と国際会計基準審議会 (IASB) を中心に高品質の国際財務報告基準への世界的収斂に向けた運動である。

我が国の「金融商品会計基準」は先行して発行された米国会計基準および国際会計基準との調和を図って設定されたものとされるが、つぶさに検討すると、未だに重要な差異が認められる。本稿では、国際会計基準審議会の国際会計基準第32号 (International Accounting Stan-

dard 32: Financial instruments: Presentation)、米国財務会計基準審議会の財務会計基準書第107号 (Statement of Financial Accounting Standards No.107 Disclosures about Fair Value of Financial Instruments) および同133号 (Statement of Financial Accounting Standards No. 133: Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities.) で規定されている「金融商品」および「デリバティブ」の定義を抜き出し、我が国のそれと比較し、その差異を明らかにすることで我が国金融商品会計基準の国際的コンバージェンスに貢献しようとするものである。

I 金融商品の定義

金融商品会計の諸問題の理解と解決には、金融商品とは何かを考えなければならない。そのためには、金融商品の概念規定を行い、金融商品の範囲を確定することが必要である。概念規定は、ある項目が金融商品と認定されるに必要な性質を定めることであり、そのような性質を備えているかどうか金融商品であるかどうかの判定基準になる。

金融市場・証券市場がグローバル化している今日においては、会計基準の検討も一国の会計基準の検討だけでは不十分である。我が国の会計基準が国際会計基準や米国会計基準と調和しているかどうか、もし調和していな

いなら、どのような差異があるかを明らかにし、その差異を解消する努力が必要である。

金融商品の定義は、このように、金融商品に分類すべき項目を識別できるものでなければならない。そのためには、定義が循環的にならず、実世界と結びついていなければならない（太田正博、ジョアン・ロック [1992] 12頁）。

1. 国際会計基準における定義

国際会計基準（以下 IASC という）第32号『金融商品－開示と表示』によると金融商品、金融資産および金融負債は以下のように定義されている。

(1) 金融商品の定義

国際会計基準における金融商品の定義は次の通りである。

「金融商品 (financial instrument) は当事者の一方に金融資産 (financial asset) を他方に金融負債 (financial liability) または持分商品 (equity instrument) を生じさせるすべての契約である。」

金融商品は第一に契約である。契約は独立した当事者間で交わされる。その契約は一方の当事者に金融資産を生じさせ、他方の当事者に金融負債または持分商品を生じさせるとある。

これをケース1で考えてみる。

ケース1 甲が乙から現金100円を借りる契約を締結した。この場合、借入契約が金融商品である。

3月1日 甲は乙に融資の申し込みをした。

3月10日 甲と乙は交渉により以下の融資条件に合意した。

融資金100

契約日・融資実行日 3月20日

返済期日 4月30日

3月20日 甲と乙は合意内容の通りに契約書を作成し、融資金の授受を行った。

この事例では、契約は3月20日の金銭貸借契約以外にはない。したがって、この事例では、甲と乙の間で交わされた金銭貸借契約が金融商品であると解される。この契約に係る甲と乙の履行時の仕訳を示すと次の通りである。

甲 3月20日 (借) 現金 100 (貸) 借入金 100

乙 3月20日 (借) 貸付金 100 (貸) 現金 100

即ち、この金融商品は乙に金融資産を生じ、甲に金融負債を生じさせる契約である。

次のケースは、一方に金融資産を、他方に持分金融商

品を生じさせる金融商品の例である。

ケース2

3月1日 丙株式会社は取締役会において、次の条件で普通株式を発行する決定を行った。

株式10株、一株発行価額10

3月20日 丁と株式引き受け契約を締結し、丁の払い込みを受けて新株式を発行交付した。

契約の双方が行う会計処理は次の通りである。

丙 (借) 現金預金 100 (貸) 資本金 100

丁 (借) 有価証券 100 (貸) 現金預金 100

株式発行・引き受け契約が金融商品である。新株の発行により、丙には持分金融商品が生じ、丁には、新株の引き受け払い込みによって、有価証券という金融資産が生じる。国際会計基準における金融商品の定義は、金融資産と金融負債を合わせたものではなく、金融資産や金融負債を生じさせる契約である。

(2) 金融資産

国際会計基準では、金融資産が次のように定義されている。

「金融資産 financial asset は以下に掲げるすべての資産である。

(a) 現金 (cash)

(b) 他の実体の持分証券 (an equity instrument of another entity)

(c) 次の契約上の権利 (a contractual right) のどれか

(i) 他の実体から現金または現金以外の金融資産を受け取るか

(ii) 当該実体にとって潜在的に有利な条件で他の実体と金融資産または金融負債を交換する

(d) 次の契約 (contract)

当該実体自身の持分証券で履行するつもりか履行することができ、かつ

(i) 当該実体自身の変動数の持分証券を受け取る義務があるか義務を生じる可能性がある非デリバティブ、または、

(ii) 当該実体自身の固定数の持分証券と固定額の現金または現金以外の金融資産との交換以外の手段で履行するつもりか履行可能であるデリバティブである契約」

(a)は現金預金である。(b)の持分証券は株式会社の株式や株式会社以外の会社に対する出資を証明する証書である。(c)(i)には売掛金や貸付金等の金銭債権なら

びに他社の社債券等の債務証券が含まれる。

(c)(ii)の「当該実体にとって潜在的に有利な条件で他の実体と金融資産を交換する権利」には、決算日時点における有利な外貨建て貸付金がある。

ケース 3月1日 4月30日に返済期日のアメリカドル建て貸付金1万ドル(帳簿価額¥1,000,000)がある。
3月31日(決算日) 為替レート1ドル¥110

この場合、決算時点のレートでは、\$1 = ¥110円で、すなわち1万ドルの貸付金を回収して、¥1,100,000の円に換金する可能性がある。すなわち100万円の金融資産と110万円の金融資産が交換されて、正味¥100万円の金融資産が生じる可能性がある。

(c)(ii)の「当該実体にとって潜在的に有利な条件で他の実体と金融負債を交換する権利」には、決算日時点における有利な外貨建て借入金がある。

ケース 3月1日 4月30日に返済期日のアメリカドル建て借入金1万ドル(帳簿価額¥1,000,000)がある。
3月31日(決算日) 為替レート1ドル¥90

この場合、決算時点のレートでは、\$1 = ¥90円で、1万ドルを購入して借入金を返済する可能性が生じる。すなわち90万円の金融資産と100万円の金融負債の交換で、正味100万円の金融資産が生じる可能性がある。

(d)の契約は、当該実体自身の持分証券で履行するつもりか履行することができるかあるから、自社株式の発行か、自己株式の交付で決済するが決済でき、契約の相手から受け取る際には同様に自社株を受け取る義務があるような取引である。

これには、自社株式コールオプションや自社株式プットオプション取引が含まれる。

(3) 金融負債

金融負債の定義は次の通りである。

「金融負債(financial liability)は以下のすべての負債である。

(a) 契約上の義務(contractual obligation)で

(i) 他の実体に現金または現金以外の金融資産を引き渡す義務、または、

(ii) 当該実体にとって潜在的に不利な条件で金融資産または金融負債を交換する義務

(b) 当該実体自身の持分証券で履行するつもりか履行できる契約で、

(i) 当該実体の変動数の自己持分証券の引き渡し義務があるか引き渡し義務を生じる可能性がある非デリバティブの契約、または

(ii) 当該実体自身の持分証券固定数と固定額の現金または現金以外の金融資産を交換する以外の方法で決済するつもりか決済できるデリバティブ契約」

これらの金融負債の例は、上に掲げた金融商品から、契約のどちらかの当事者に生じる義務が該当する。

なお、持分金融商品とは、ある実体の負債総額を控除後の資産に対する残余権益を証拠づけるあらゆる契約と定義される。

持分金融商品には、普通株式および出資証券並びにそれらの同等物が含まれる。

国際会計基準におけるこの定義は、金融商品は第一に契約であり、第二に、契約の一方の当事者に金融資産を、他方の当事者に金融負債又は持分金融商品をもたらす契約であることを明らかにしている。したがって、金融商品は金融資産と金融負債の総称ではなく、金融資産と金融負債の源泉であると解することができる。

2. 米国会計基準における定義

1991年に公表された米国会計基準SFAS第107号(以下SFASという)では、金融商品は次のように定義されている。

「金融商品(financial instrument)とは、現金、他の実体に対する所有権益存在の証拠または以下に掲げる二つの契約である。

(1) ①第2実体に現金または現金以外の金融商品(financial instrument)を引き渡すか、②第2実体と潜在的に不利な条件で他の金融商品を交換する、契約上の義務を第1実体に課す契約

(2) ①第1実体から現金または現金以外の金融商品を受け取るか、②第1実体と潜在的に有利な条件で他の金融商品を交換する、契約上の権利を第2実体にもたらす契約」

この定義で、契約上の義務(Contractual obligations)には特定の事象の発生を条件とする義務もそうでない義務もすべて含まれる。金融商品である契約上の義務は、認識基準を待たさないために負債として認識されず、オフバランスとされるものも一部あるかもしれないが、すべてFASB概念ステートメント第6号「財務諸表の構成要素」の負債の定義を満たす。ある金融商品の場合には、契約上の義務は単一実体によってではなくグループによって引き受けられていることもある(第3パラグラフ脚注1)。

この定義で、契約上の権利(Contractual rights)には特定の事象の発生を条件とする権利もそうでない権利もすべて含まれる。金融商品である契約上の権利は、認識基準を待たさないために資産として認識されず、オフバランスとされるものも一部あるかもしれないが、すべてFASB概念ステートメント第6号「財務諸表の構成要素」の資産の定義を満たす。金融商品によっては、契約上の権利または義務が単一実体によってではなくグ

ループによって所有されているか、または負わされていることもある（第3パラグラフ脚注3）。

このFASBの定義をIASBの定義と比較して観察される特徴は、金融資産および金融負債という用語を使用しないで、金融商品を直接概念規定している点である。

FASBによるこの定義では、金融商品は現金、持分証券および契約とすることになる。国際会計基準では、現金や持分証券をもたらず契約は金融商品であるから、現金および持分証券を金融商品に含めるかという重大な相違があるといえる。

FASB基準で、金融商品の定義に同じく金融商品という語が使用されているのは、循環的で、通常の定義ルールに反しているように見える。この点について、同基準書の脚注で釈明がされている。すなわち、金融商品は最終的には現金または持分証券の授受で決着するが、金融商品は最終決着までは金融商品の連鎖であることが多い。このため、定義では金融商品の定義に他の金融商品という用語を使用せざるを得ない。したがって、この定義は単純に循環的定義と非難することはできない。

3. 我が国の会計基準での定義

我が国の企業会計審議会によって1999年1月に公表された『金融商品に係る会計処理基準』（以下、「金融商品会計基準」という。）においては、IASBやFASBのように金融商品に関する抽象的な定義が示されていない。

しかし、金融商品の定義に相当するものが「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の中に見られる。

(1) 金融商品の定義

同意見書では、「金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品とすることにするが、金融商品には複数種類の金融資産又は金融負債が組み合わされているもの（以下、「複合金融商品」という。）も含まれる」とされている（意見書Ⅲ-1）。

そこでは、金融商品を契約と規定している点では国際会計基準と同じである。しかし、これは、取引当事者の一方の企業からみた定義にすぎない。国際会計基準のように、二企業間で締結される契約である金融商品を中心に言い換えれば、金融商品とは、一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約（株式その他の出資証券に化体表章される契約である。）ということになる（実務指針3）。言い方を変えれば、国際会計基準は契約の当事者双方の立場から金融商品を規定しているのに対して、我が国意見書では、一方の取引当事者からの規定となっている。この点に関して、実務指針には、次のような指摘が見られる。契約は、原則として二企業間で生じるも

のである。金融資産に係る契約には、所有する株券等に化体表章される持分の請求権に係る契約とその他の金融資産に係る契約がある。持分の請求権に係る契約は、一方の企業に、他の企業の総資産から総負債を差し引いた後の残余財産に対する請求権を生じさせ、当該他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約である。その他の金融資産に係る契約は、一方の企業に現金又はその他の金融資産を受け取る権利を生じさせ、他の企業に現金又はその他の金融資産を引き渡す義務を生じさせる契約である。金融負債に係る契約とは、一方の企業に現金又はその他の金融資産を引き渡す義務を生じさせ、他の企業に現金又はその他の金融資産を受け取る権利を生じさせる契約であり、その他の金融資産に係る契約の取引相手先からみたものである。また、デリバティブ取引に係る契約は、契約対象となった基礎数値の変化の結果として、一方の企業に金融資産を生じさせ、他の企業に金融負債を生じさせる契約又はその逆の状態を生じさせる契約である（実務指針211）。

(2) 金融資産の定義

我が国会計基準では、金融資産を次のように定義している。

「金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下、「デリバティブ取引」という。）により生じる正味の債権等という（基準第一、一）」。

ここで、預金は、預金者にとって金融機関から現金を引き出す契約上の権利である。受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権並びに公社債等は、元本又は元利につき将来の一定期日に他の企業から現金を受け取る契約上の権利である。他の企業の株式その他の出資証券は、これを所有する企業にとって、配当又は第三者への売却により現金又はその他の金融資産を受け取り、また、当該他の企業が清算した場合、残余財産の持分相当額を清算配当として受け取る契約上の権利を表象するものである。デリバティブ取引により生じる正味の債権（契約を構成する権利と義務の価値の純額）は、反対取引による清算又は損益確定、差額決済等により現金を受け取る契約上の権利である（実務指針214）。ここで特に注意すべきは、デリバティブ取引とデリバティブ取引から生じる債権の区別である。デリバティブ取引は金融商品であり、金融資産の源泉にはなるが、金融資産ではない。

金融資産の範囲には、複数種類の金融資産が組み合わされている複合金融商品も含まれる。また、現物商品（コモディティ）に係るデリバティブ取引のうち、通常差金

決済により取引されるものから生じる正味の債権も、金融資産に準じて処理される（基準注1）。

金融資産を性質別に整理すれば、次のとおりである（一定の条件付のものを含む。）。

- (1) 現金（外国通貨を含む。）
- (2) 金銭債権（証券化した債権を含む。）
- (3) 他の企業の持分の請求権の所有権（以下「他の企業の持分権」という。）
- (4) 金銭債権又は他の企業の持分権の受領権
- (5) 潜在的に有利な条件で、現金、金銭債権、他の企業の持分権、金銭債権若しくは他の企業の持分権の受領権又はそれらの引渡義務を交換する契約上の権利（実務指針215）

(3) 金融負債の定義

金融商品会計基準における金融負債の定義は次の通りである。

「金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務等をいう（基準第一、一）」

支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務は、将来一定日に他の企業に対し現金を引き渡す契約上の義務である。デリバティブ取引により生じる正味の債務（契約を構成する権利と義務の価値の純額）は、反対取引による清算又は損益確定、差額決済等により現金を引き渡す契約上の義務である（実務指針216）。

このように、金融負債とは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債（他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務である（実務指針5）。

金融負債の範囲には、複数種類の金融負債が組み合わされている複合金融商品も含まれる。また、現物商品（コモディティ）に係るデリバティブ取引のうち、通常差金決済により取引されるものから生じる正味の金融負債に準じた会計処理を行う。

金融負債を性質別に整理すれば、次のとおりである（一定の条件付のものを含む。）。

- (1) 金銭債務
- (2) 金銭債権の引渡義務
- (3) 金銭債務の引受義務
- (4) 他の企業の持分権の引渡義務
- (5) 潜在的に不利な条件で、現金、金銭債権、他の企業の持分権、金銭債権若しくは他の企業の持分権の受領権又はそれらの引渡義務を交換する契約上の義務（実務指針217）

我が国の金融商品取引会計基準が、金融商品の一般的

抽象的概念規定を行わない理由は、金融資産と金融負債の適用範囲をはじめから明確化する趣旨であるとされる。しかし、金融商品の一般的概念を記述しないで、単に金融商品の種類を列挙するだけの規定では、新たに開発された類似商品に金融商品会計基準が適用できないという事態が生じ得る。

意見書では、国際会計基準等のように抽象的概念規定を行わないからと言って、金融商品の範囲が国際会計基準等と異なるものではないと記述しているが、論理的には、時の経過とともにその相違が露見してくると思われる。

II デリバティブ取引の定義

1. 国際会計基準の定義

デリバティブ（derivative instruments）について、IASC 第39号は次の定義を与えている。

デリバティブは、以下に掲げる三つの性質をすべて備えた金融商品またはその他契約である。

- (1) その価額が特定の利子率、特定の金融商品価格、特定の商品価格、特定の外国為替相場、特定の価格指数または料金指数、特定の信用格付けまたは信用指数その他の変数またはその他の変数（非財務的変数の場合には、この変数が当該契約の一方の当事者に固有のものでないことを条件とする）（これらの変数は基礎数値（underlying）とも呼ばれる）の変動に呼応して変動すること。
- (2) 契約当初に、純投資を要しないか、市場要因の変化に同様の反応をする他の種類の契約に対する純投資額より少ない純投資を要すること。
- (3) 将来の一定日に決済されること。

この定義に従うと、具体的には、先物契約、先渡契約、スワップ、オプション契約等がデリバティブに該当する（広瀬義邦・間島進吾【2000】9頁）。

たとえば、為替先物取引の場合、その価格は為替相場という基礎数値の変動に呼応して変動するから、第一要件を満足させる。通貨先物取引は当初の純投資が不要であるから第二要件を満足させる。また、通貨先物取引は定められた日に決済されるので、第三要件も満足させる。このように通貨先物取引は三つの要件のすべてを満足させるから、デリバティブである。有価証券のコールオプションやプットオプションは、オプションの価額が関連する有価証券の価格変動（基礎数値）に呼応し、当初の純投資額がゼロではないが、有価証券の直設的購入に比較すれば当初純投資が少額であり、行使期限までには決済されるか期限切れにより失効するからデリバティブで

ある。また、金利スワップは、たとえば、ロンドン銀行間貸出金利（LIBOR）のような金利が基礎数値であり、その変動により金利スワップの価値が決まる。また、契約時には純投資額はゼロであるが、利払い時には差金決済が行われる。したがって、国際会計基準の定義に従うと金利スワップはデリバティブである、

上述の国際会計基準の定義では、基礎数値の存在は要求されているが、想定元本または支払条項に関する要件がない。また、決済の必要が要件として掲げられているが、その決済方法が純額決済の限定されていない。この点が次の米国会計基準と異なる点である。

2. 米国会計基準での定義

SFAS 第133号（1998）では、デリバティブを次のように定義している（SFAS133 [1998] par. 6）。

デリバティブとは、以下に掲げた3つの性質をすべて備えた金融商品または他の契約である。

- （1）当該契約が①1つ以上の基礎数値および②想定額または、支払条項もしくは想定額と支払条項の両方をもつこと。これらの条件は決済・額を決定し、場合によっては決済が求められるかどうかを決定する。
- （2）その契約が初期の純投資を要求しないか、市場要因の変動に対する類似の反応をすると期待される他の種類の契約に要求される金額より少ない金額の当初純投資額が求められること。
- （3）その条件は純額決済を要求または認めるか、契約外の手段で容易に純額決済できるか、または、受取人を純額決済と実質的に異ならない立場におく資産の差し引きを規定していること（藤田敬司[2006], 145頁）・（上野清貴[2005], 239頁）・（監査法人トーマス [2005], 134頁）。

デリバティブの第一の性質は契約が基礎数値に関わるものであることを要求している。基礎数値は国際会計基準のそれと異ならない。デリバティブは派生商品であるから、派生の元になる基礎数値がなければならない。FSASによると、これには、特定の利子率、有価証券価格、商品価格、外国為替レート、価格指数、利率指数、その他の変数が含まれる。このように、基礎数値には資産や負債の価格や利率が含まれるが、それは、決して当該資産や負債そのものではない。

第一の性質に含まれるもう一つの性質は想定数値である。想定数値は契約により定められた金額、株式数、容積、重量などの数値である。

デリバティブの決済はその想定数値と基礎数値との相互作用で決められる。相互作用は単純な掛け算ということもあれば、レバレッジ要素または、その他の定数を伴

う公式による場合もある（SFAS133 [1998] par. 7）。想定数値の要件は国際会計基準におけるデリバティブの定義には見られない。その点では、米国会計基準（SFAS）の方が定義として正確である。

第二の性質は、契約当初の純投資が不要であるか少額という性質である。例えば、先物取引などには契約時の純投資額は不要である。しかし、新株式予約権などの取引には、オプション料が支払われる場合があるが、その金額は株式変動による増減額よりは少ない額と思われる。しかし、この第二要件は国際会計基準と同じである。

第三の性質は決済方法に係るものである。デリバティブは契約の履行が原則として差額決済で行われる。例えば、オプションの取引であっても、契約の履行による原資産の引き渡しと対価の支払いが同時に行われるのであれば、当該契約は金融商品ではあってもデリバティブではない。この点を明確にしている点で、国際会計基準よりも米国会計基準の方が定義としてより正確であると言える。

3. 我が国の会計基準での定義

我が国の金融商品会計基準の第一の一に「先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引（以下「デリバティブ取引」という）」と規定されている。明確な定義の形式をとっていないが、金融商品の定義と同様、例示の定義とみなすことができる。

他方、実務指針では、デリバティブは、次のような特徴を有する金融商品であるとされている。

- （1）その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に対応して変化する、①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
- （2）当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
- （3）その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引き渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

純額決済を要するかまたは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く

こと、の要件をすべて満たさなければならない」と(坂本道美 [2000], 18頁)している。

これと、先に掲げた SFAS 第133号の記述はほとんど同じであり、両者に相違はない。しかし、SFAS が基準本体におけるデリバティブの定義としてこの三つの概念が記述されているのに対して、我が国では実務指針における単なる解説に過ぎない。それは独自の定義を与えるほどその範囲に違いがないと判断したためであろう。

以上が、国際会計基準委員会 (IASB)、米国財務会計基準審議会 (FASB)、および我が国の企業会計審議会が規定されている金融商品会計基準での金融商品及びデリバティブの定義である。

結 び

国際的コンバージェンスのためには、基本的には各国会計基準間に存在する概念の統一が必要である。以上の比較検討の結果、国際会計基準と米国会計基準には金融商品の定義で重要な相違があることを発見した。すなわち、国際会計基準では、金融商品は現金および持分証券を含む金融資産および金融負債を生じる契約であって、現金および持分証券は金融商品ではない。それに対して、米国会計基準では、現金・持分証券および現金その他の金融商品を有利な条件でまたは不利な条件で交換しなければならない契約である。また、定義の細部にも相違が見られるが、このような相違はコンバージェンスのための作業で解消されなければならない。

我が国会計基準の特徴は、金融商品もその中のデリバティブも、例示列挙的定義がその特徴である。そのような会計基準は、新しい金融商品が開発される都度、例示に組み入れる作業を企業会計基準委員会が行えば、国際会計基準等と実務の上で大きな問題は生じないかもしれない。しかし、そのようなアプローチは、新しい金融商品の開発に際しての会計的影響評価を困難にし、金融商品開発を遅らせるおそれもある。さらには、概念的整備を国際会計基準審議会や財務会計基準審議会にゆだね、例示だけをくり返すのでは、主体的な基準設定への参加を放棄したかの印象を与える。会計基準の国際的コンバージェンスに際して、積極的な役割を果たすためにも、この面の改善が必要であると思われる。

【引用・参考文献】

- International Accounting Standard Board, International Accounting Standard 32 Financial instruments: Presentation, 2005.8.18.
- International Accounting Standard Board, International Accounting Standard 39 Financial instruments: Recognition and Measurement, 2005.8.18. 改正
- Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Standards No.107 Disclosures about Fair Value of Financial Instruments.
- Financial Accounting Standard Board, Statement of Financial Accounting Standards No.133 Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities.
- 青柳薫子。(2001) FASB デリバティブ会計に関する一考察－ヘッジ会計における表現の忠実性と損益構造。香蘭女子短期大学研究紀要。香蘭女子短期大学
- あずさ監査法人 (2005) 国際会計基準と日本の会計実務。同分館出版
- 伊藤眞・花田重典・萩尾正佳。(2003) 改訂 5 版金融商品会計の完全解説。財経詳報社
- 上野清貴。(2005) 公正価値会計と評価・測定。中央経済社
- 太田正博、ジョアン・ロック (1992) 資産の定義と認識 中央経済社
- 加古宜土。(2005) 財務会計論第 5 編。中央経済社
- 片桐伸夫。(2008・3) デリバティブ取引の会計処理。駒大経営研究
- 菊谷正人。(2002) 金融資産・負債と持分の会計処理。中央経済社
- 菊谷正人。(2002・8) デリバティブ取引の会計処理。税経セミナー。税務経理協会
- 古賀智敏・五十嵐則夫 (1999) 会計基準のグローバル化戦略。森岡書店
- 坂本道美。(2000) 金融商品の範囲・認識及び消滅・商品ファンド及び複合金融商品の会計処理。企業会計
- 坂本道美。(2002・1) 金融商品の認識と測定 (特集日本の企業会計制度と IFRS (国際財務報告基準))-(第 2 部 IFRS への対応と課題)。企業会計。中央経済社
- 桜井久勝。(2005) テキスト国際会計基準。白桃書房
- 白木俊彦・西山琢也。(2005・3) デリバティブ取引に係る会計。産業経済研究所紀要。中部大学
- 新日本監査法人。(2005) 金融商品会計の実務。中央経済社
- 滝澤徳也。(2000・5) デリバティブ取引とヘッジ会計 (特集「金融商品会計実務指針」の解説)。企業会計。中央経済社
- 武田隆二。(2001) 最新財務諸表論第 7 編。中央経済社
- 田中建二。(1996) デリバティブとヘッジ会計。所報。日本大学。1996
- 田中建二。(2007) 金融商品会計。新世社
- 辻山栄子。(1999) 金融商品の範囲と複合金融商品。企業会計
- 中江博行。(2000・9) デリバティブ取引に関する会計・税務の取扱い (特集金融商品の新しい会計と税務)。税経通信。税務経理協会
- 萩茂生。(2001・6) 定義と測定 (特集 JWG 基準案「金融商品の全面時価評価」の検討)。企業会計。中央経済社

27. 広瀬義州. (2007) 財務会計第7編. 中央経済社
28. 広瀬義州・平松一夫. (2007) FASB 財務会計の諸概念. 中央経済社
29. 広瀬義州・間島進吾. (2000) コメントール国際会計基準Ⅲ. 税務経理協会
30. 深谷和広. (2003・6) 〈研究ノート〉金融商品会計基準の改訂と今後の方向性: IAS32「表示・測定」IAS39「認識・測定」を中心に. 東邦学誌. 東邦学園大学
31. 福島良治. (2000・12) デリバティブ取引の実務から見た金融商品会計実務指針について. 企業会計. 中央経済社
32. 藤田啓司. (2006) 資本・負債・デリバティブの会計. 中央経済社
33. 星野一郎. (2002・10) 資料国際会計基準第39号「金融商品－認識と測定－」の概要およびそれに対応する日本基準・米国基準との比較資料. 広島大学経済論叢. 広島大学
34. 吉田康英. (2001) 金融商品の会計基準. 税務経理協会

Summary

This paper, first of all, compares three kinds of Accounting Standards concerning Financial Instruments made by the International Accounting Standard Board (IASB), the Financial Accounting Standard Board (FASB) of the US, and the Business Accounting Deliberation Council (BADC) of Japan. Secondly, it compares and examines “the meaning of Financial Instruments” and “that of the Derivative Instruments” at each standard in order to clarify the difference between them, consequently considering the possibility of dissimilarity occurring in the their range. Finally, it indicates the necessity of efforts toward an international convergence of these three standards.